

石巻市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

(設置)

第1条 石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び進行管理並びに地方創生に関する意見をまとめるため、石巻市まち・ひと・しごと創生推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 地方創生の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するための重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、復興政策部長、総務部長、財務部長、復興事業部長、半島復興事業部長、河北総合支所長、雄勝総合支所長、河南総合支所長、桃生総合支所長、北上総合支所長、牡鹿総合支所長、生活環境部長、健康部長、福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、教育委員会教育長、同委員会事務局長、会計管理者及び危機管理監をもって充てる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる本部員のほか、臨時に本部員を任命することができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部長以外の者を本部の会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(決定事項の執行)

第6条 本部において決定された事項は、その業務を所掌する部署において適切に執行しなければならない。

- 2 前項の場合において、所掌する部署が明らかでないときは、本部で相当部署を決定するものとする。

(幹事会)

第7条 第2条に掲げる事項を調査検討するため、本部に石巻市まち・ひと・しごと創生推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、復興政策部長、復興政策部次長、総務部次長、財務部次長、復興事業部次長、半島復興事業部次長、河北総合支所次長、雄勝総合支所次長、河南総合支所次長、桃生総

合支所次長、北上総合支所次長、牡鹿総合支所次長、生活環境部次長、健康部次長、福祉部次長、産業部次長、建設部次長、病院局事務部次長、教育委員会事務局次長、復興政策部復興政策課長、同部SDGs地域戦略推進室長、総務部総務課長及び財務部財政課長をもって構成し、復興政策部長が主宰する。

3 復興政策部長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。
(庶務)

第8条 本部及び幹事会の庶務は、復興政策部SDGs地域戦略推進室において行う。
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則 (平成27年3月4日訓令第3号)

この訓令は、平成27年3月4日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日訓令第11号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日訓令第2号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。